

# 久留米市 農業委員会だより



農地利用最適化  
推進委員より一言

  
えがみ 江上 てつお 哲夫委員

家が近所で小さい頃から活発な印象でしたよ。JA職員の経験を活かし、色々なことにチャレンジする恭平君を頼もしく思っています。城島地区青年部のリーダーとして期待しています。

**新規就農者の紹介**

**千代島 恭平さん** (城島町・33歳)

就農前はJA職員として営農や金融などの業務に携わっていました。現在就農して3年目となります。就農理由は、地元で働きたいという強い思いと、JAでねぎの販売担当になつた時に興味を持ち、私もねぎを育てたいと思ったことがきっかけです。

就農1年目は、風水害やコロナウイルスの影響でなかなか上手くいかず、心が折れることもありました。しかし、農業は自分の頑張り次第で評価されるので、諦めずに営農再開に向けてやれることをやりました。これから目標は、ねぎに特化した耕作面積を拡張し、JAや飲食店等の販路を増やして、経営規模を拡大していくことです。

## ☆第15号の主な内容☆

- 新規就農者の紹介
- 農地売買等の下限面積廃止
- 農地貸借の制度が変わります
- 相続登記の義務化



市イメージキャラクター

第15号  
発行 令和6年 3月1日

発行：久留米市農業委員会

TEL : 0942-30-9236

FAX : 0942-30-9717

E-mail : noui@city.kurume.lg.jp

相続登記の義務化が  
始まります  
不動産登記法の改正により、  
令和6年4月1日から相続登記  
が義務付けられます。

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続の登記をしなければなりません。

なお、令和6年3月31日以前に相続が開始している場合も義務化の対象となりますので、早めに法務局での相続登記をお願いいたします。

また、農地を相続したときは、10か月以内に農業委員会に届出が必要になりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。



▲餅配りを待つ行列の様子



▲好評だった餅配りの様子

申請締切日	→	総会開催日
令和6年 3月25日(月)	→	令和6年 4月11日(木)
令和6年 4月19日(金)	→	令和6年 5月13日(月)
令和6年 5月27日(月)	→	令和6年 6月13日(木)
令和6年 6月25日(火)	→	令和6年 7月11日(木)
令和6年 7月25日(木)	→	令和6年 8月16日(金)
令和6年 8月26日(月)	→	令和6年 9月11日(水)
令和6年 9月25日(水)	→	令和6年 10月11日(金)
令和6年10月25日(金)	→	令和6年11月12日(火)
令和6年11月25日(月)	→	令和6年12月12日(木)
令和6年12月19日(木)	→	令和7年 1月14日(火)
令和7年 1月27日(月)	→	令和7年 2月13日(木)
令和7年 2月20日(木)	→	令和7年 3月13日(木)
令和7年 3月25日(火)	→	令和7年 4月11日(金)

※4月と12月及び2月は、休日等の関係上締切日が早くありますので、ご注意ください。

## 令和6年度 許可申請締切日と総会開催日

令和6年度の農地法に基づく許可申請書の締切日と農業委員会総会の開催日は、左表のとおり予定しております。

昨年11月11日と12日、久留米百年公園で久留米の農産物のすばらしさをPRする「第49回ふるさとくるめ農業まつり」が開催され、たくさんの来場者でにぎわいました。農業委員会では、12日に農業委員・農地利用最適化推進委員による餅配りを行いました。久留米産の餅米で作った紅白餅約1000袋には配付前から親子連れ等の行列ができ、大盛況となりました。

久留米市農業委員会だより

## 農地の貸し借りの制度が変わります

「農業経営基盤強化促進法」および「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正され、農地の貸し借りの制度が令和7年4月から変更されます。

### 農地の貸し借りの仕組みの変更

今までの利用権設定は、農地を貸す人（所有者）と農地を借りる人（耕作者）との間で結ばれる契約でしたが、令和7年3月末をもって廃止になります。（※）

令和7年4月以降に契約する農地の貸し借りは、農地中間管理機構を経由した「農地中間管理事業」に変わります。

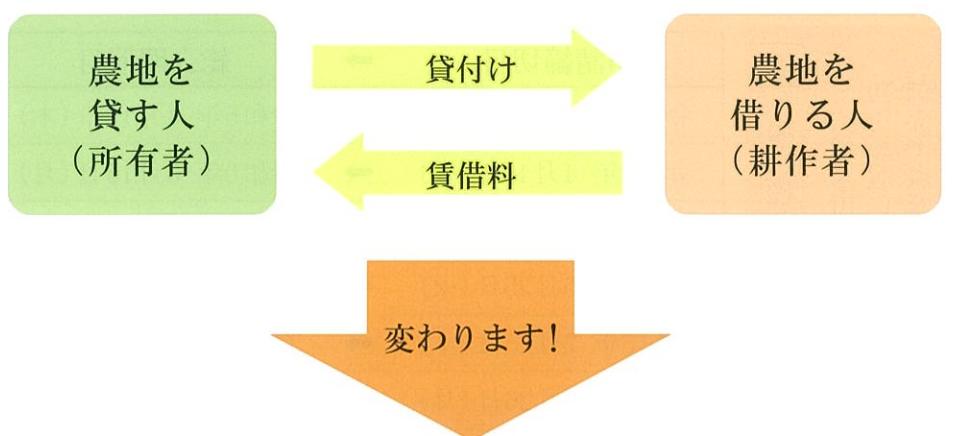
※令和7年3月末までに設定された利用権は、その期間満了までは有効です。

### 農地中間管理事業とは？

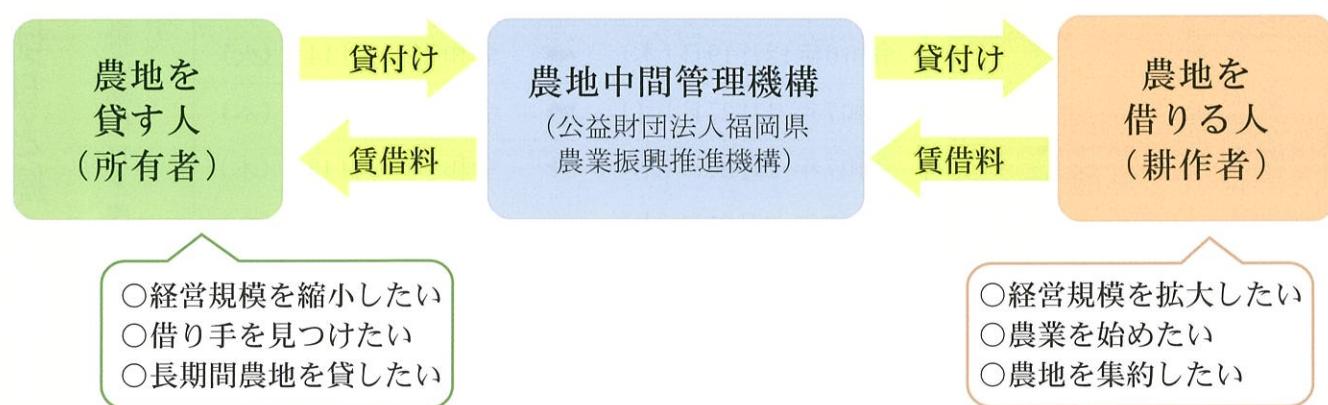
農地を貸したい方から農地中間管理機構が農地を借り入れ、経営規模の拡大や効率化などを進める地域の担い手の農家に農地を貸し付ける制度です。（イメージ図は下記をご覧ください。）

#### ＜イメージ図＞

令和7年3月まで（利用権設定）（変更前）



令和7年4月から（農地中間管理事業）（変更後）



## 農地法第3条の下限面積要件（経営面積）の廃止について

農地法第3条の規定により、農地の売買・貸し借りなどの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要です。これまで、面積50アール以上（一部地域では40アール）を経営する必要がありましたが、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から下限面積要件（経営面積）が廃止されました。

※ただし、今後も農地を取得・貸し借りする際には、その他の許可要件は、引き続き満たす必要がありますのでご注意ください。

### ☆今後も引き続き必要とされる要件☆

#### 要件1 すべての農地を効率的に利用すること

機械や労働力を保持しており、取得後すべての農地を適切に利用すること。

小さな面積でも農地を取得できるようになったから、農業を始めやすくなったね！

#### 要件2 農作業に従事すること

申請者またはその世帯員等が必要な農作業に常時（年間150日以上）従事すること。



#### 要件3 周辺の農地利用に支障ないこと

申請される農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

### 千代島さんのご紹介（表紙の続き）

取材日：令和5年12月13日（水）

取材者：内田すなを委員・江上哲夫委員

表紙の新規就農者インタビューで入りきれなかった部分をご紹介します。

千代島さんは、就農前に地元農家のところで1年間研修しました。研修先でねぎ栽培のノウハウ等様々な事を学び、就農して3年になりますが、「我流にやらず、教わったことを忠実に守り、実行することが大事。それが一番美味しいねぎの秘訣だ。」ということを意識しながら日々農作業に取り組んでいます。

ねぎの栽培スケジュールは、春や夏の暖かい季節は2か月程、秋や冬の寒い季節は3か月程で出荷します。ハウスは4棟あり、1棟ごとに時期をずらしながら、出荷後すぐに種子をまき、次の出荷に向けて準備します。ねぎ栽培は1年間で1棟につき3回転します。

千代島さんは朝4時に起きて、出荷準備をしています。朝早く出荷する最大の理由は、「ねぎが一番元気な時は、朝だから。」とのことです。

最後に、「この農業委員会だよりを通して、ねぎ栽培の魅力を伝えることで久留米の農業に興味を持ってもらいたいです。」と熱く語っていました。

#### ～千代島さんから新しく農業を始める方へメッセージ～

「農業は、頑張る分だけ評価されるのでやりがいはすごくあります。また、楽しく笑顔でやることが一番です。若い農家が少なくなっている今、一緒に協力しあってこれからの農業を引っ張っていきましょう。」



左：江上委員 右：千代島さん